

水道がわら版

大阪府営水道の給水対象が拡大します。

豊能町・能勢町が新規対象に

豊能町・能勢町では、水道水源不足に対処するため、府営水道水の受水を希望。それを受け、府営水道では両町を平成13年4

月から給水対象としました。これにより、大阪市を除く府内全ての市町村に府営水道水が行き渡ることとなります。なお、両町への送水工事は平成13年度から平成17年度までを予定しています。

皆様の水に関する
知恵や情報、ご意見などを
お待ちしております。

設置者の責任がより明確にされま
す（貯水槽水道の衛生的な管理は
貯水槽設置者の責務です）。

今後、この新しい水道法に基づ
き、貯水槽水道の衛生対策が進め
られこととなります。

◎発行
大阪府 水道部
〒540-0012
大阪市中央区
谷町2丁目3番4号

◎電話(代表)
06-6941-0351
(内線 3244)

◎ファックス
06-6944-6868

水道法の改正について

水道の基本的な法律である水道法が改正され、平成13年7月4日に公布されました。新しい水道法では、より安全な水道水の供給を確保するため、水道事業者の第三者への業務委託や未規制水道等に対する適切な管理の実施等、新たな内容が盛り込まれています。

なかでも、ビル・マンション等の貯水槽水道については、受水槽の容量に関わらず、各市町村水道の供給規程（水道条例）において、衛生管理の徹底等を求めるなど、



大阪府 水道部

この小冊子は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。